

改正概要説明書	
国名： アルゼンチン	法令名： 意匠法
改正情報： 政令 No. 27/2018 により 2018 年 1 月 11 日改正	
改正概要：	
<p><b>1. 意匠の保護対象の追加</b></p> <p>本意匠法による保護対象として、「工芸産品」（旧法では「工業産品」のみ）が追加された（第 3 条）。</p>	
<p><b>2. 意匠の登録不可要件に関する規定の改正</b></p> <p>意匠の登録不可要件及びその対象外となる意匠に関する規定の改正（第 6 条(a), (b)）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本法第 14 条に規定の意匠を除いて、出願日前、国内又は国外で公知又は公然実施の意匠」が「登録日前において、・・・」と変更。</li> <li>・登録不可要件の対象外の意匠として「出願日又は優先日前 6 月以内に出願され、かつ、次の条件を満たすもの」と変更された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 創作者又は権原承継人の直接的又は間接的行為の結果、公知となったもの、</li> <li>(2) 第三者の悪意若しくは背任又は創作者若しくは権原承継人に対する契約違反その他の不法行為の結果、公知となったもの、</li> <li>(3) 意匠局による誤った又は不適切な公開の結果、公知となったもの、</li> </ul> </li> <li>・「独創的な形態又は新規な外観を有さない意匠」から「識別性のある形態又は独創的で新規な外観を有さない意匠」に変更。</li> </ul>	
<p><b>3. 意匠登録出願に関連する手続及び更新に関連する手続に要する手数料の金額設定方法の改正</b></p> <p>手数料の金額が意匠登録の原出願について受領する手数料額に比例して設定される、と改正（第 8 条）。</p>	
<p><b>4. 1 件の意匠登録出願に複数の意匠を含めることができる規定及び分割出願に関する規定の新設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 件の意匠登録出願に最大 20 件の意匠を含めることができ、その要件としてすべての意匠がロカルノ意匠国際分類の同一分類に属することが規定された（第 9 条）。</li> <li>・分割出願に関する規定が新設された。</li> </ul>	
<p><b>5. 出願時に提出する書類に関する改正（第 10 条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠図面以外に「写真及び/又は電子複写」が追加された。</li> <li>・意匠の明細書は、出願人が必要とみなすときに提出。</li> </ul>	
<p><b>6. 登録更新の可能期間に関する改正（第 11 条）</b></p> <p>「存続期間の満了前 6 月以内」に加えて「存続期間満了後 6 月以内（ただし、所定の手数料を納付）」が追加された。</p>	

**7. 拒絶決定に対する不服申立に関する規定の改正(第 12 条)**

不服申立先を工業所有権庁に変更。また、不服申立に対する工業所有権庁の決定に不服の場合、連邦民事商事裁判所へ上訴することができる規定の追加。

**8. 国外において出願又は登録された意匠のアルゼンチンにおける意匠登録に関する規定の廃止(第 14 条)**

「外国で出願され又は特許された意匠は、アルゼンチンにおいて登録することができる」に係る規定が廃止された。

**9. 出願人による登録申請の公告延期に関する規定の追加(第 16 条)**

登録出願時において出願人の請求により、登録許可の公告を登録日から最大 6 月間延期することができるとする規定が追加された。

**10. 意匠権の侵害に対する罰金の金額に関する改正(第 21 条)**

意匠権侵害に対する罰金が「3,000 アルゼンチン・ペソ以上 100,000 アルゼンチン・ペソ以下の罰金」から「意匠登録の原出願 50 件に課される手数料額に均しい最少罰金及び意匠登録の原出願 330 件に課される手数料額に均しい最大の罰金」に変更された。

**改正内容：**

**・第 3 条**

意匠としての保護対象が追加された(工芸産品)。

**・第 6 条**

意匠の登録不可要件及びその対象外となる意匠に関する規定の改正

**・第 8 条**

意匠登録出願に関連する手続及び更新に関連する手続に要する手数料の金額設定方法が改正された。

**・第 9 条**

1 の登録出願に複数(最大 20 件)の意匠を含めることのできる規定及び分割出願に関する規定が新設された。

**・第 10 条**

出願時の提出物の形態について追加の改正があった。

**・第 11 条**

登録更新の申請時期として、存続期間満了後の手続が追加された。

・第12条

出願の拒絶決定に対する不服申立先の変更及び当該不服申立に対する決定の上訴に関する規定が追加された。

・第14条

国外において出願又は登録された意匠のアルゼンチンにおける意匠登録に関する規定が廃止された。

・第16条

出願人による登録許可の公告を延期する規定が追加された。

・第21条

意匠権の不正使用に対する罰金の金額が改正された。